

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令要綱

- 1 復興特別所得税に係る関係法令の適用の特例等について、所要の規定の整理を行うこととする。(第10条、第13条関係)
- 2 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和5年10月1日から施行することとする。(附則関係)